

そらの郷山里物語協議会 体験インストラクターを 募集しています。

そらの郷山里物語協議会は、三好市の恵まれた自然・景観・文化などを生かし、都市との交流を促進した多様な体験型観光を展開することで、地域の活性化と地域経済の振興を目的に、今年2月に設立致しました。

近年日本では、体験型観光が盛んになっており、学校教育現場でも、総合的な学習の時間を活用した体験活動が全国各地で展開され、自然体験や農林業体験等が行われています。

市内では全国に先駆け、神戸市の中学生を山村体験として約10年間にわたり受入れてきた経過がありますが、ここに至るには、ご協力を頂きました数多くの受入れ家庭の皆様のお陰であり、受入れ家庭と生徒との心の交流が、この協議会の設立に至っています。



現在、そらの郷山里物語協議会では、全国の中学・高校の教育旅行（修学旅行や農山村生活体験等）の誘致活動に取り組むとともに、三好市に訪れた生徒に三好市の良さを伝える体験インストラクターを募集しています。

体験活動とは、農林業に限らず、私達の周りにある自然そのものが素材となりますので、一緒に生活体験をしたり、料理体験をすること等、温かい気持ちで受入れていただくことができれば、どなたでもインストラクターになっていただけます。また、教育旅行に限定した民泊家庭も募集しています。

ご加入いただくには加入届けの提出が必要ですので、詳しい内容については事務局までお問合せ下さい。

そらの郷山里物語協議会事務局
三好市商工観光課内 (☎ 72-7620)

市有財産の売却について（再入札）

次の物件の入札希望者がなかったため、再入札で売却しますので、購入希望者はお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
三好市総務部管財課 (☎ 72-7635)



場所 池田町白地本名 987-2
地目 建物・宅地
地積 1階 34.95㎡
2階 20.11㎡
台帳 26.79㎡ (実測 76.78㎡)
最低売却価格 150万円
備考 あわの抄前(旧かんぼの宿)



夢 ゆめらいと 来人
**イルミネーション
コンテスト**

今年で13回を迎える「池田冬のオブジェ」のイベント、「イルミネーションコンテスト」を今年も開催いたします。



冬はやっぱり
カインヤマでしょ。



2007 11.22 [木] → 2008 (予定) 4.6 [日]

オープン当日はリフトを無料開放します。

営業時間 平日 9:00 ~ 16:30
土日、祝日 8:30 ~ 16:30
ナイター 17:30 ~ 22:00

ナイター営業は12月から開始し、毎週土曜および祝日の前日、クリスマス期間(12/22~12/24)、年末年始(12/29~1/5)に限り、営業します。1月~2月は金曜ナイターも実施します。

リフト料金		スキー場総合賠償責任保険加入
券種	料金	
1日券 大人	3,500円	
1日券 子ども(小学生以下) 500円割引券付	3,000円	
半日券	3,000円	
ナイター券	2,000円	
回数券(1回券11回分)	2,500円	
1回券	250円	
ちびっこゲレンデ入場券(小学生以下)	500円	
シーズン券	50,000円	
シルバーシーズン券(60歳以上)	45,000円	
子どもシーズン券(小学生以下)	40,000円	

三好市井川町井内 ☎ 78-3003 ホームページ <http://www.ikawaski.jp/>

【応募資格】三好市内在住の家庭・事業所であれば、どなたでも参加できます。自薦、他薦を問いません。

【作品対象】屋外から見ることができる作品を対象とします。サイズは自由です。ご自宅や店舗・事務所などをイルミネーションで飾り付けてください。

【応募申込】12月20日までに申込書をお申し込み先に提出されるか、お電話でお申し込みください。申込書は阿波池田商工会議所にあります。

【審査方法】12月21日より訪問審査をします。審査結果は個別にお知らせします。

【表彰】一般家庭部門と事業所部門の2部門を主催者側で審査し、平成20年1月26日によんでんホールにて審査発表および表彰をします。

最優秀賞 各1作品 (賞金3万円)
優秀賞 各3作品 (賞金1万円)
入賞 数点 (3千円相当の電飾機材)

【展示】入賞作品はパネル写真にし、来年1月19日から1月26日まで四電プラザにて展示します。

【主催】池田冬のオブジェ2007実行委員会

【お申し込み先・お問い合わせ先】
池田町マチ 2191-1 阿波池田商工会議所内
「夢来人イルミネーションコンテスト」係
☎ 72-0143 FAX 72-6466
URL <http://www.cn02.awaikeda.net/~ikedacci/>

池田冬のオブジェ 2007

オープニングイベント ヘそっ子公園 (12月1日)
夢来人イルミネーション点灯 (12月1日~1月10日)
池田えびす祭り (1月10日)
四国酒まつり (2月23日)



平成 20 年度 保育所・保育園 入所のご案内

- 入所要件 三好市内在住の家庭で小学校入学前の保育に欠ける児童
- 募集期間 平成 19 年 12 月 3 日～ 14 日
- 応募方法 申込用紙及び添付書類に必要事項を記入の上、保育所（園）、市役所子育て支援課、各総合支所市民課へ提出してください。（平成 19 年中の収入に係る源泉徴収票または確定申告書の写しを、入手でき次第提出すること）

保育所（園）一覧

保育所（園）名	所在地	定員	保育開始年齢
三野保育所	三野町芝生 ☎ 77-2041	120 名	生後 5 か月～
	三野町加茂野宮 ☎ 77-2077		
王地保育所	井川町西井川 ☎ 76-3180	70 名	生後 10 か月～
西井川保育所	池田町マチ ☎ 72-0147	90 名	生後 5 か月～
池田第一保育所	池田町中西 ☎ 74-0103	90 名	生後 5 か月～
池田第二保育所	山城町政友 ☎ 86-2115	45 名	生後 5 か月～
政友保育所	山城町上名 ☎ 84-1352	85 名	生後 5 か月～
上名保育所	東祖谷新居屋 ☎ 88-5055	30 名	生後 5 か月～
柘之瀬保育所	東祖谷落合 ☎ 88-2752	20 名	2 歳児～
落合保育所	西祖谷山村一宇 ☎ 87-2239	20 名	2 歳児～
櫛生保育所	池田町シマ ☎ 72-2215	30 名	生後 5 か月～
かめの子保育園	池田町ヤマタ ☎ 72-5713	60 名	生後 5 か月～
大泉保育園		60 名	生後 5 か月～

その他

- ① 定員の都合上、ご希望の保育所（園）に入所できないことがあります。提出が遅れた場合も同様です。
- ② 申し込み用紙等の書類は、各保育所（園）、市役所子育て支援課、各総合支所市民課にあります。（11 月 20 日～配布開始）
- ③ 年度途中の入所については、定員等により入所ができない場合があります。

お問い合わせ先

三好市子育て支援課（電話 72-7648）
または各総合支所市民課

あなたの道徳心を捨てないで

原則として土地所有者（管理者）の責任で処理をお願いしており、市での回収は行っていません。（市が私有地に立ち入る場合には同意が必要になります。同意の有無にかかわらず、市が立ち入り及び撤去することは適切ではないと判断されるためです）

万が一、不法投棄されてしまった場合は、じん速に対応するこ

とが大切です。状況によっては投棄者の自主撤去を促すため、警告表示をすることや投棄物が拡大する恐れがある場合は速やかに撤去することが大切です。

道路際やごみ集積所

道路際やごみ集積所に家庭から排出されたと思われる粗大ごみが投棄され、相当期間が経過

しても撤去されない場合は、お住まいの地域の環境担当課に連絡してください。（交通の支障がある場合や早期撤去が必要と判断されるものは速やかに連絡してください）

なお、不法投棄が頻繁にある場合は、お住まいの地域の環境担当課までご相談いただければ、現場調査等を行い、今後の対応

国・県道、河川等への不法投棄の対応は、それぞれの管理者である国、県が行っており、これらの場所への不法投棄については関係機関との連携、依頼による防止や撤去対策を行います。

不法投棄を見つけたら

不法投棄の現場を目撃した場合は、車のナンバーなどを控えて

連絡してください。なお、直接不法投棄者に関することは危険を伴うことがありますのでやめてください。

通報する事項

- ① 不法投棄の日時、場所
- ② 行為者の車両ナンバー、車種
- ③ 投棄された廃棄物の種類、量

投棄された廃棄物を見つけたら

- ① 発見日時
- ② 不法投棄の場所
- ③ 投棄された廃棄物の種類、量

不法投棄は 犯罪です



一部の心ない人たちによる、山林、道路、河川敷、空き地などへの不法投棄が後を絶ちません。不法投棄された廃棄物を放置することは、美観を損なうばかりか、新たな不法投棄を誘発し、環境汚染を引き起こし、生活環境を悪化させることとなります。ごみの投棄は量の多少ではなく、モラルの問題です。一人一人がマナーを守り、きれいで住みよいまちを築きましょう。

不法投棄の罰則

不法投棄は犯罪です。不法投棄をした者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反に該当し、5 年以下の懲役もしくは 1 千万円以下の罰金またはその併科に処せられます。さらに、法人の場合は 1 億円以下の罰金が課せられます。

廃棄物を公共の河川や道路はもちろん山林や田畑などへ捨てたり、放置することは生活環境を保全するために全面的に禁止されています。

市が実施する防止策

不法投棄の防止策として、市職員によるパトロール、看板設置などの防止対策を実施しています。特に悪質なケースについては、警察に依頼して投棄者の摘発に努めます。なお、市が実施する投

捨てられないために

市民の皆さんの協力により、不法投棄をされない環境をつくるのが最も大切です。予防策を講じて日ごろの十分な管理をお願いします。

私有地内にごみが捨てられた場合は、自らの責任で処理することになります。土地の所有者、管理者は不法投棄などがされないように、土地や建物を清潔にするよう義務づけられています。

こんな土地が狙われます。

- ① 雑草・枝葉が生い茂り、管理が行き届いていない。
- ② 防護柵などが無く、誰でもいつでも容易に出入りできる。

不法投棄された場合

不法投棄者が不明の場合には、適正に管理されていないような印象を与える場所は、不法投棄の要因となります。手入れが行き届き、人の出入りがあると感じさせるような場所であれば、不法投棄もされにくくなります。

私有地